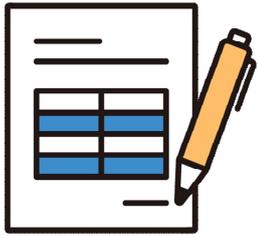


高齢者補聴器購入費 助成金交付事業



対象になる可能性のある方

聴覚障害による身体障害者手帳の交付基準に該当しない方で、下記の要件にすべてに該当する方

- 邑楽町に住民票があり、1年以上居住している満65歳以上の方
- 両耳の平均聴力レベルが40dB以上70dB未満の方
- 耳鼻咽喉科の補聴器相談医により補聴器の使用が必要と認められた方
- 補聴器について、他の補助金等を受けていない方
- 5年以内に補聴器の購入補助を受けていない方

補助の内容

注意

購入前に耳鼻咽喉科の補聴器
相談医の意見書が必要です

購入金額の2分の1の額を助成します

(上限:30,000円)

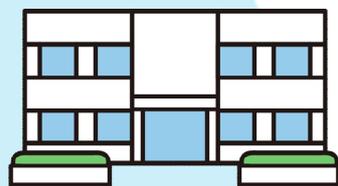
【対象経費】

補聴器の本体価格

※補聴器に使用する電池や充電器に係る費用は対象外です。



手続きの流れ



①申請書類の準備

福祉介護課窓口もしくはHPからダウンロード



申請書等は
こちらから



②購入前に意見書の作成依頼

購入前に補聴器相談医がいる耳鼻咽喉科を受診し、医師に意見書を作成してもらう



③購入後の必要書類を提出

購入後3か月以内又は、3月31日のいずれか早い日までに次の書類を福祉介護課へ提出する

- 医師意見書(別記様式第2号)
- 領収書の写し(購入した補聴器の名称、型番、購入額及び購入日を証するもの)

※振込先の口座情報が確認できる書類(通帳もしくは写し等)をお待ちください。



④審査・通知

内容を審査し、決定通知書により、助成金の交付の可否を申請者に通知

※対象者要件に当てはまらず不交付決定通知が届いた場合は、補助の対象外となります。

指定口座に助成金が振り込まれる